

事業所税のあらまし

令和 6 年度版

松 戸 市

事業所税を申告される皆様へ

本市の税務行政につきましては、日頃から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

事業所税の申告等の参考としていただくために、【事業所税のあらまし】を作成しましたので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるために、昭和50年に創設された目的税です。

課税にあたっては、申告納付制度を採用しているため、納税義務者となられる方に自らその事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付していただくことになっておりますので、よろしくお願いします。

なお、非課税及び課税標準の特例の規定については、他の法律等の改正に伴い、見直しが行われます。その結果、この手引きの内容が実際と異なる場合がありますので、ご了承下さい。

松戸市 財務部 税制課

電話 047-366-7321（直通）

« 参照条文等凡例 »

根拠法令名、参考条文等は、次の略語で表示しています。

1 法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規
地方税法依命通達	依達
松戸市市税条例	条
松戸市市税条例施行規則	条規

2 条文の表示

条、項、号は算用数字で表示します。

項は数字を〇で囲み、号はーで表示します。

例：【法 701 の 32① - 5】は地方税法第701条の32第1項第5号を表しています。

目 次

◆ あらまし編

第1章 事業所税の概要

I 事業所税の意義	1
II 事業所税の使いみち	1
III 事業所税の課税団体	2
IV 事業所税の構成	3

第2章 事業所税課税のしくみ

I 課税対象	4
II 納税義務者	5
III 資産割の課税標準	7
IV 従業者割の課税標準	14
V 税率	19
VI 非課税	20
VII 免税点	24
VIII 課税標準の特例	26

第3章 事業所税の申告と納付

I 申告義務者	28
II 申告納付期限	28
III 税額の計算	28
IV 更正・決定・修正	29
V 延滞金・加算金	30
VI その他の申告	31

第4章 みなし共同事業

I 概要	32
II 免税点及び課税標準	32
III 特殊関係者の範囲	33

第5章 事業所税の減免

I 減免の範囲	36
II 減免の適用	36

◆ 資料編

資料1 非課税対象一覧表	37
消防非課税の範囲	42
資料2 特例控除一覧表	46
資料3 減免対象一覧表	51
資料4 電子申告について	54
資料5 税率の推移	55

第1章 事業所税の概要

I 事業所税の意義

事業所税は、人口及び企業が大都市に集中することによって発生する、交通、住宅、公害、ゴミ等の都市問題を解決するため、都市環境の整備及び改善に必要な財源を確保する目的税として、昭和50年に創設されました。

事業所税は、大都市における行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所に対して、その事業活動の大きさの指標となる「事業所床面積」及び「従業者給与総額」という、一定の外形標準を対象に課税する仕組になっています。

松戸市は、昭和51年の法令改正により、課税団体の指定を受けています。

II 事業所税の使いみち

事業所税は次のように使われています。

【法701の30】

【法701の73】

- ◆ 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ◆ 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ◆ 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ◆ 河川その他の水路の整備事業
- ◆ 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ◆ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ◆ 公害防止に関する事業
- ◆ 防災に関する事業
- ◆ 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業

Ⅲ 事業所税の課税団体

人口、企業の集中が著しく、都市環境の整備及び改善が必要な指定都市及び周辺都市が課税団体となっています。

【法 701 の 31① - 1】【令 56 の 15】

◆ 東京都

特別区の区域

◆ 地方自治法第252条の19第1項の市（20市）

札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市

◆ 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（3市）

川口市・武蔵野市・三鷹市

◆ 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（5市）

守口市・東大阪市・尼崎市・西宮市・芦屋市

◆ 人口30万人以上の政令で指定する市（48市）

旭川市・秋田市・郡山市・いわき市・宇都宮市・前橋市・高崎市・川越市・所沢市・越谷市・市川市・船橋市・**松戸市**・柏市・八王子市・町田市・横須賀市・藤沢市・富山市・金沢市・長野市・岐阜市・豊橋市・岡崎市・一宮市・春日井市・豊田市・四日市市・大津市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・姫路市・明石市・奈良市・和歌山市・倉敷市・福山市・高松市・松山市・高知市・久留米市・長崎市・大分市・宮崎市・鹿児島市・那霸市

【令和6年4月1日現在 77団体】



IV 事業所税の構成

事業所税は、次のように構成されています。

区分	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	算定期間末日現在における市内各事業所用家屋の合計床面積	算定期間中に市内各事業所で支払われた従業者給与総額
免税点	市内事業所床面積の合計が 1,000 m ² 以下	市内の合計従業者数が 100人以下
税率	事業所床面積 1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 100分の 0.25
課税標準の 算定期間	法人 : 各事業年度 個人 : 1月1日～12月31日	
申告納付期限	法人 : 事業年度終了の日から2ヶ月以内 個人 : 翌年の3月15日まで	
納付の方法	申告納付	

※事業年度とは、法人の事業税の事業年度【法72の13】と一致します。

第2章 事業所税課税のしくみ

I 課税対象

事業所税は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において、法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

【法 701 の 32①】

§ 事業所等の範囲

自己の所有に属するものだけでなく、借りている場合でも事業の必要から設けられた人的、物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には事務所、店舗、工場、倉庫等です。

【依達(市)1章1節6(1)】

設置期間が2、3ヶ月程度の仮小屋等は、事業に継続性がないため事業所等として扱いません。

【依達(市)1章1節6(2)】

設置期間が1年未満の建設業における現場事務所等は、事業に継続性がないため事業所として扱いません。

【依達(市)9章3(3)】

= 無人倉庫 =

Q：課税区域内にいわゆる無人倉庫が所在し、それを管理する事務所等が課税区域外に所在する場合、当該倉庫は課税対象となりますか？

A：無人倉庫については、それを管理する事務所等が課税区域内にある場合は、当然に課税対象となります。が、管理する事務所等が課税区域外にある場合においても、その無人倉庫が当該管理する事務所と一体となって事業の用に供されると認められる限り、課税対象となります。

II 納税義務者

納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人です。

【法 701 の 32①】

§ 人格のない社団等

法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされて収益事業を行う範囲で納税義務者となります。

【法 701 の 32③】

§ 共同事業

2以上の者が共同して事業を行うときは、連帯納税義務を負います。

この場合の各共同事業者の課税標準（P. 12, 16 参照）及び免税点判定（P. 24 参照）は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に、損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資額に応する割合）を乗じて得た面積又は金額となります。

【法 10 の 2①】【令 56 の 51①】【令 56 の 75①】

§ 共同事業とみなされる事業

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、連帯納税義務を負います。

なお、特殊関係者を有する者の免税点判定は、その者の本来の事業と合算して行いますが、課税標準の算定は合算しません。

【法 701 の 32②】【法 10 の 2①】【令 56 の 51②】【令 56 の 75②】

§ 実質課税

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人である場合は、事実上事業を行う者が納税義務者となります。

【法 701 の 33】

§ 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。

【依達(市)9章3(4)ア】

したがって、貸ビル等の貸し主は、当該貸付部分については納税義務者となりませんが、「事業所用家屋貸付（異動）申告書」の提出が必要です。

【法701の52②】【条148②】

§ 清算中の法人

清算の業務を行う範囲内において、納税義務者となります。

【依達(市)9章3(4)ア】

= デパート等のケース貸し =

Q：デパート等の売場において、いわゆるケース貸しとして他の事業者に営業させている場合、当該部分に係る資産割の納税義務者は誰ですか？

A：デパート等におけるケース貸しに係る部分は、当該床面積の使用について賃貸借契約が締結され、賃借人が当該部分の使用権を有する場合を除き、デパート等の経営者が当該部分の納税義務者となるものです。

= 貸ビルの空室 =

Q：貸ビルに空室がある場合、その空室となっている部分は課税の対象となりますか？

また、貸ビルの共用部分を按分する場合には、空室部分の取扱いはどのようにになりますか？

A：貸ビルの納税義務者は、当該貸ビルの全部又は一部を借りて事業を行う法人又は個人となります。したがって、貸ビルに空室がある場合には、その部分は事業所税の対象にはなりません。

また、貸ビルの共用部分を按分する場合には、現に借りられている貸ビル内の専用部分に、専用部分である空室部分を加えたものを按分の基礎として、共用部分を按分することになります。

Ⅲ 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、算定期間末日現在における、市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積です。

【法 701 の 31① - 2】【法 701 の 40①】

§ 課税標準の算定期間

◆ 法人

事業年度をいいます。

【法 701 の 31① - 7】【法 72 の 13】【依達(市)9 章(6)ア】

◆ 個人

1月1日から12月31日までです。

【法 701 の 31① - 8】

個人の課税標準の算定期間にあっては、次の点に留意して下さい。

i 年の中途中に事業を廃止した場合

その年の1月1日から当該廃止の日までです。

ii 年の中途中に事業を開始した場合

当該開始の日からその年の12月31日までです。

iii 年の中途中に事業を開始し、その年の中途中に廃止した場合

当該開始の日から当該廃止の日までです。

【法 701 の 31① - 8(ロ～ニ)】

§ 事業所床面積

◆ 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。

【法 701 の 31① - 4】【令 56 の 16】

◆ 自己所有であるか賃貸かを問わず、使用している者の事業所として取り扱います。

◆ 事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。

(例：事務所、店舗、工場、倉庫、材料置場、作業場、駐車場など)

【法 701 の 31① - 6】

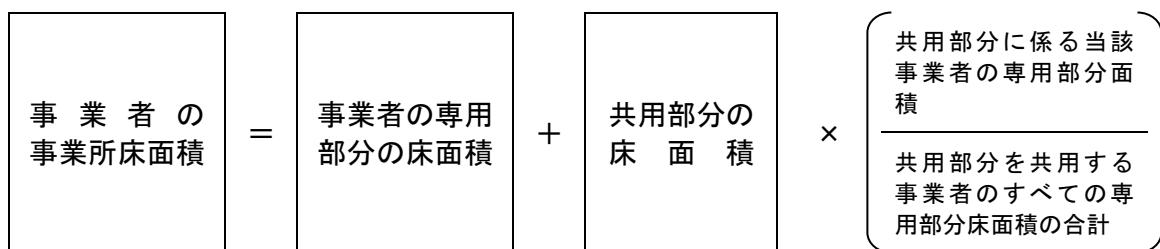
- ◆ 家屋とは、固定資産税における家屋をいい、不動産登記法上の建物と同意義です。具体的には、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあり、登記の有無にかかわらず、建物登記簿に登記されるべき建物をいいます。

- ◆ 事業所用家屋に共用部分がある場合、その床面積も含まれます。

共用部分とは、1つの家屋を2以上の事業者が使用する場合の廊下、階段、エレベーター、機械室、電気室などの部分をいいます。

共用部分がある場合の各事業者の課税標準となる事業所床面積は、次の算式で求めます。

【令 56 の 16】



= 共用部分計算の具体例 =

A社 1,500 m ²		E社 600 m ²	
廊下① 100 m ²		廊下② 50 m ²	
B社 500 m ²	C社 500 m ²	D社 500 m ²	F社 600 m ²

※ A~D が所在する区画と、E·F が所在する区画とは壁によって区切られていて行き来はできない。なお、壁部分の面積は考慮しない。»

= 計算式 =

$$\text{A 社 床面積} = \frac{(\text{専用部分})}{1,500 \text{ m}^2} + \frac{(\text{共用部分})}{100 \text{ m}^2} \times \frac{1,500 \text{ m}^2}{1,500 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 \times 3} = 1,550.00 \text{ m}^2$$

(A 社分) (B~D 社分)

$$\text{B~D 社 床面積} = \frac{500 \text{ m}^2}{500 \text{ m}^2} + \frac{100 \text{ m}^2}{100 \text{ m}^2} \times \frac{500 \text{ m}^2}{1,500 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 \times 3} = 516.66 \text{ m}^2$$

$$\text{E·F 社 床面積} = \frac{600 \text{ m}^2}{600 \text{ m}^2} + \frac{50 \text{ m}^2}{50 \text{ m}^2} \times \frac{600 \text{ m}^2}{600 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2} = 625.00 \text{ m}^2$$

§ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合

年の中途中で事業を開始又廃止した個人など、課税標準の算定期間が12月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式で求めます。

【法701の40①】

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{算定期間末日現在の事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}}{}$$

§ 事業所等を新設又は廃止した場合の課税標準の月割

算定期間の中途中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。

【法701の40②】

◆ 課税標準の算定期間の中途中で新設された事業所等

$$\frac{\text{算定期間末日現在の事業所床面積} \times \frac{\text{新設日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{}$$

◆ 課税標準の算定期間の中途中で廃止された事業所等

$$\frac{\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始日の属する月から廃止日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{}$$

◆ 課税標準の算定期間の中途中で新設され、中途で廃止された事業所等

$$\frac{\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設日の属する月の翌月から廃止日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{}$$

※上記のいずれの場合も、算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。

【注】事業所等の新設又は廃止とは、支店、営業所等それぞれの単位で独立して事業が行われていると認められる場合の新設又は廃止のあった事業所等をいいます。

課税標準の月割計算は、事業所等の新設又は廃止があった場合にのみ行われ、同一敷地内の拡張、縮小等による床面積の異動については月割計算を行いません。

=課税標準の月割計算事例=

下記の事例について、資産割の課税標準を算定します。(いずれも、事業年度(算定期間)は4月1日から翌年3月31日までとします。)

§ 事業所等を新設した場合

従来から営業しているA支店(1,800 m²)とは別の場所に、6月20日B支店(1,200 m²)を新設した。

$$(7月～3月)$$
$$1,800\text{m}^2 + 1,200\text{m}^2 \times \frac{9}{12} = 2,700\text{m}^2$$

§ 事業所等を廃止した場合

B支店(1,800 m²)を9月20日に廃止した。なおA支店(1,200 m²)は営業を続けている。

$$(4月～9月)$$
$$1,200\text{m}^2 + 1,800\text{m}^2 \times \frac{6}{12} = 2,100\text{m}^2$$

§ 事業所等を新設し、その事業年度中に廃止した場合

B支店(1,800 m²)を6月10日に新設したが、算定期間中の12月10日に廃止した。
なおA支店(1,200 m²)は営業を続けている。

$$(7月～12月)$$
$$1,200\text{m}^2 + 1,800\text{m}^2 \times \frac{6}{12} = 2,100\text{m}^2$$

§ 事業所等の敷地内に建物を増築した場合

A支店(1,800 m²)の敷地内に、9月20日建物(200 m²)を増築した。

$$1,800\text{m}^2 + 200\text{m}^2 = 2,000\text{m}^2$$

§ 事業を初めて開始した場合

6月10日に法人を設立し、同時に事業所等(1,600 m²)を新設した。事業年度は4月1日から3月31日までである。

【注】この場合は事業所等の新設、廃止とは異なり月割計算は行わず、算定期間が12ヶ月に満たない場合に該当します。

$$1,200 \text{ m}^2 \times \frac{10}{12} = 1,000 \text{ m}^2$$

(6月～3月)

【注】

事業年度の中途において市内の事業所等を新設、廃止した場合でも、算定期間末日現在に免税点(P. 24 参照)を超えていなければ課税対象とはならないため、月割計算は行いません。

なお、市内の事業所等を全て廃止した場合、他都市で継続して事業が行われている場合は、市内(課税区域内)における課税対象床面積が0 m²となり、免税点以下となります。

§ 共同事業及びみなし共同事業に係る課税標準の算定

◆ 通常の共同事業の場合

共同事業である事業（みなし共同事業を除く）に係る各共同事業者の課税標準となるべき事業所床面積は、次の算式により算出します。

【令 56 の 51①】

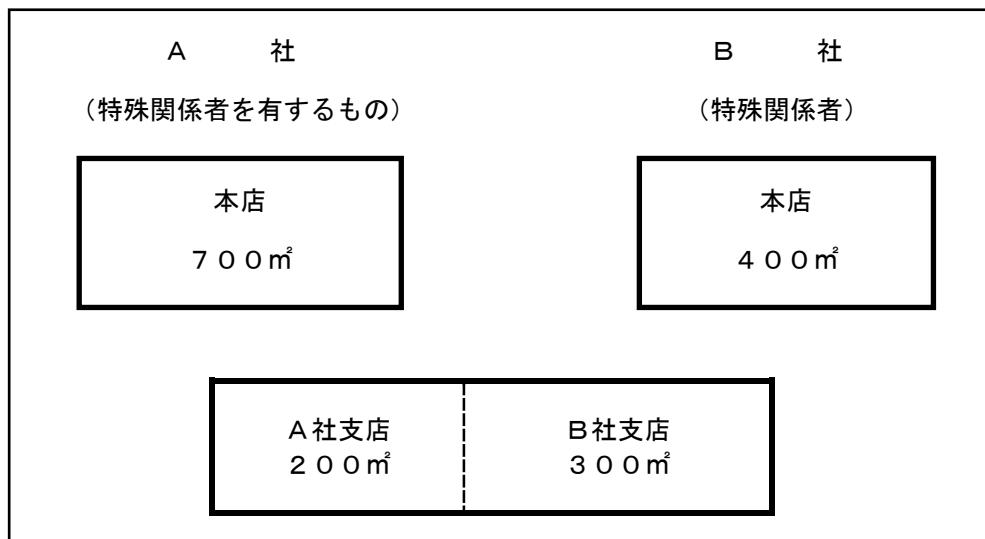
$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{共同事業に係る事業所等の事業所床面積}}{\times \text{損益分配の割合}} \begin{cases} \text{損益分配の割合が定められた場合は、出資の価格に応ずる割合} \\ \text{されていない場合は、出資の価格に応ずる割合} \end{cases}$$

◆ みなし共同事業の場合

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。

【令 56 の 51②】

【例】A社は特殊関係者B社を有するものとし、B社はA社の特殊関係者とする。



= 課税標準の算定 =

$$A\text{社} = 700 \text{ m}^2 + 200 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 = 1,200 \text{ m}^2 \quad (\text{免税点を超えるため課税対象})$$

課税標準は 900 m²

$$B\text{社} = 400 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 = 700 \text{ m}^2 \quad (\text{免税点以下})$$

課税標準は 0 m²

§ 事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前6ヶ月以上事業を休止している事業所等の床面積は、課税標準に含まれません。ただし、免税点の判定（P. 24 参照）においては、休止している事業所等の床面積を含めて判定します。

なお、休止とは次のような状態のものをいいます。（季節営業など定期的に反復して事業を行う場合には、次のような状態のものでも休止には該当しません。）

- i 6ヶ月以上連續して使用していないもの。したがって、継続的に使用するものは除かれます
- ii 事業所等の一部休止の場合は、当該部分が明確に区画又は区分されているもの。

IV 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、市内の事業所等において課税標準の算定期間に支払われた、従業者給与総額です。

【法 701 の 31① - 3】【法 701 の 40①】

§ 従業者給与総額

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間に従業者（役員を含む）に対して支払われた又は支払われるべき給与等の総額です。

なお、従業者給与総額の範囲にあっては、次の点に留意して下さい。

◆ 従業者給与総額に含まれるもの

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当及び所得税法上課税とされる通勤手当、現物給与等です。

【依達(市)9章3(6)イ】

また、事業専従者の場合は、その者に係る事業専従者控除額です。

◆ 従業者給与総額に含まれないもの

退職給与金、年金、恩給、役員に対する利益処分による賞与等です。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税法上給与所得に該当しないもの等及び、勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例えば常時船舶の乗組員である者）に対して支払われる給与等です。

【依達(市)9章3(6)イ】

§ 従業者給与総額算定の特例

◆ 年齢65歳^(*)以上の者及び障害者

役員以外の年齢65歳以上の者及び役員以外の障害者については、従業者から除きます。

【法 701 の 31① - 5】

したがって、これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与額を除いておこないます。

この場合の障害者とは、所得税、住民税において、障害者控除の対象となる者をいいます。

【令 56 の 17】【令 7】

◆ 雇用改善助成対象者

雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者がいる場合、当該従業者に対する給与等の2分の1に相当する額を控除します。

【法 701 の 31① - 5】

◆ 障害者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者の適用

障害者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、当該者に対する給与等の計算の基礎となる期間の末日の現況によります。

また、年齢65歳以上の者に該当することとなる従業者について、その従業者に係る給与等のうち、当該期間以降に係る給与等の額が控除対象となります。

◆ 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与等のうち、市内の事業所等の勤務時に支払われた給与等のみが従業者給与総額に含まれます。

◆ 出向社員の給与等

一般的には給与の支払を行う者の従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として支払給与相当分を出向元に支払っている場合で、当該経営指導料等が法人税法上、出向先の給与として取り扱われる場合は、出向先従業者給与となります。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。また、出向社員に対する給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

§ 共同事業及び共同事業とみなされる事業に係る従業者給与総額

◆ 通常の共同事業の場合

共同事業である事業（みなし共同事業を除く）に係る各共同事業者の課税標準となるべき従業者給与総額は、次の算式により算出します。

【令 56 の 51①】

$$\text{従業者給与総額} = \frac{\text{共同事業に係る}}{\text{従業者給与総額}} \times \text{損益分配の割合} \left\{ \begin{array}{l} \text{損益分配の割合が定めら} \\ \text{れていらない場合は、出資の} \\ \text{価額に応ずる割合} \end{array} \right\}$$

◆ 共同事業とみなされる事業の場合

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。

【令 56 の 51②】

§ 参考 § 従業者の範囲一覧表《免稅点判定と課税標準》

従業者の区分		免稅点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲
役員	無給の役員	従業者に含めない	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の従業者給与総額に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	パートタイマー(P18参照)	従業者に含めない	従業者給与総額に含める
	日々雇用等の臨時従業員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	休職中の従業員	給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める
	中途退職者	従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
	算定期間末日付け退職者	従業者に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業者給与総額に含める
	課税区域外の建築現場事務所へ派遣されている社員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
	外国又は課税区域外への長期出張又は派遣	派遣の場合は含めない 出張は派遣と同様と認められる場合は含めない	派遣の場合は従業者給与総額に含めない 出張は派遣と同様と認められる場合は含めない
	保険外交員	所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める

§ パートタイマーとは

形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく、当該事務所の通常勤務時間より相当短時間の勤務（勤務時間6時間程度以下のもの）をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

§ 出向とは

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

§ 派遣とは

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督権は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためにありながら、事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

§ 出張とは

企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

V 税率

資産割

事業所床面積1m²につき600円です。

従業者割

従業者給与総額の100分の0.25です。

【法701の42】

VI 非課税

非課税とは、地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいいます。

【法 701 の 34】

§ 非課税の範囲

事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税があります。

- ◆ 人的非課税とは、国、非課税独立行政法人、公共法人及び公益法人等（収益事業以外の事業に限る）の法人自体の公共性、公益性から非課税とされているものです。
- ◆ 用途非課税とは、特定の用途に供される施設に着目し、当該施設に係る部分の事業所税が非課税とされているものです。

§ 福利厚生施設の例 §

i 食堂・娯楽室・診療室・体育館・理髪室

一般的には事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、従業者の福利厚生施設に該当します。

ii 更衣室・仮眠室・休憩室・宿泊室・図書室

事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合とが考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用実態等を勘案して判定します。

したがって、当該施設が業務用施設と認められる場合は、福利厚生施設に該当しません。

iii 社員寮・社宅

人の居住の用に供するものであるため事業所用家屋に該当せず、課税対象となりません。

iv 研修所

一般的には事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設には該当しません。

§ 消防用設備・防災施設について §

特定防火対象物のみ適用されます。（P. 42参照）

これらの設備、施設は、消防法及び建築基準法の規定を基に判定を行います。

◆ 非課税の適用判定日

非課税規定の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間末日の現況により行います。

【法 701 の 34⑥】

【注】課税標準の算定期間の中途中に廃止された事業所等の場合は、廃止の直前の現況により判定します。

【依達(市)9章3(5)オ】

◆ 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内に非課税施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分はすべて課税床面積に含みます。

【例】社員食堂（非課税施設）に通ずる廊下、階段は、課税床面積に算入します。

§ 非課税の適用

◆ 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行っている場合の非課税の適用

収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行っている事業所において、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、収益事業以外の事業について非課税の適用があります。

【令 56 の 23】

◆ 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定方法

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事した従業者の、それぞれの事業に従事した分量に応じて、その者の給与等を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

【令 56 の 49】

= 福利厚生施設かどうかの判定 =

Q：勤労者のための福利厚生施設のうち、更衣室、浴場等については、業務用施設として認められるもの以外のものが非課税施設として取り扱われていますが、業務用施設かどうかの判定の基準はどこにおくのでしょうか？

A：業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の使用形態の実態等によって判断することになります。一般的に百貨店及び銀行等において、就業規則等でユニフォームの着用が義務づけられている場合の更衣室や、鉱工業等における現業部門に限定して設けられている浴場、タクシー会社の仮眠室等は業務用施設として取り扱うものと考えます。

= 課税標準の算定期間の中途に非課税施設となった場合の資産割 =

Q：課税対象であった施設が、事業年度の中途に非課税対象の施設となった場合、当該施設に係る資産割は非課税となりますか？

A：課税標準の算定期間の末日現在において、資産割が非課税とされる施設に該当すれば、その施設が算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設に該当したもので、それ以前は非課税規定の適用を受けない施設であったとしても、当該施設の事業所床面積全部が月割されることなく非課税となります。

なお、これとは逆に、非課税規定の適用を受けていた施設が算定期間の中途においてその適用を受けられなくなり、課税標準の算定期間末日現在で非課税対象とならない場合には、当該施設の事業所床面積の全部が月割されることなく課税対象となります。

= 課税標準の算定期間の中途に非課税施設となった場合の従業者割 =

Q：課税対象であった施設が、事業年度の中途において非課税対象の施設となった場合、当該施設に係る従業者割は非課税となりますか？

A：従業者割についても資産割と同じく、非課税規定の適用を受ける施設であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行うこととされています。

非課税規定は、「当該施設に係る従業者給与総額」に対して事業所税を課すことができない旨規定するものですから、非課税規定の適用を受けていない施設が、課税標準の算定期間の中途において非課税の適用を受ける施設に該当することになった場合には、その該当することになった日前の課税標準の算定期間に支払われた従業者給与総額は、非課税規定の適用を受ける施設に係る従業者給与総額とはならないため、非課税規定に該当することになった日以降の従業者給与総額が非課税の対象となります。

VII 免税点

事業所税の免税点判定は、課税標準の算定期間末日の現況により、資産割又は従業者割でそれぞれ個別に行います。

§ 資産割

市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積が $1,000\text{m}^2$ 以下の場合は、課税になりません。

【法 701 の 43①】

◆ 免税点判定上の留意事項

課税標準の算定期間末日現在の事業所床面積により判定します。

【法 701 の 43③】

この場合の合計事業所床面積とは、事業所床面積から非課税床面積を除いた床面積です。

【法 701 の 43①】

◆ 共同事業に係る免税点判定

共同事業に係る各共同事業者の免税点判定は、次の算式によって算出される床面積と、当該共同事業者の一人が単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等の床面積との合算で行われます。

【令 56 の 75①】

共同事業に係る事業所等の
事 業 所 床 面 積 \times 損益分配の割合（損益分配の割合が定められて
い な い 場 合 は 出 資 の 価 額 に 応 ず る 割 合）

◆ 企業組合又は協同組合の免税点判定

企業組合又は協同組合の各事業所のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が次に掲げる要件全てに該当する場合は、それぞれの事業所ごとに判定します。

【法 701 の 43②】【令 56 の 72】

- i 当該企業組合又は協同組合の組合員が、組合員となった際、その者の事業の用に供されていた事業所等である。
- ii 当該企業組合又は協同組合の組合員が、組合員となった際、その者が引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として、企業組合又は協同組合の事業に従事している。

§ 従業者割

市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が100人以下の場合は、課税になりません。

【法 701 の 43①】

◆ 免税点判定上の留意事項

課税標準の算定期間末日現在の従業者数により判定します。

【法 701 の 43③】

この場合の従業者数とは、役員以外の年齢65歳^(*)以上の者及び役員以外の障害者並びに、非課税施設に係る従業者を除きます。

【法 701 の 43①】

◆ 従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間の各月末日現在における従業者数の最大の月が、最小の月の2倍を超える事業所等については、次の算式により算出した数を、算定期間末日現在の従業者数とみなします。

【法 701 の 43④】【令 56 の 73①】

$$\text{従業者数} = \frac{\text{算定期間に属する各月末日現在の従業者を合計した数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

VII 課税標準の特例

課税標準の特例とは、地方税法の規定により事業所税の課税標準を、ある一定割合を控除する措置のことといいます。

【法 701 の 41】

§ 課税標準の特例の範囲

事業所税における課税標準の特例には、非課税と同様に人的特例と用途特例があります。

- ◆ 課税標準の特例が適用される場合、事業所床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た床面積又は給与額が課税標準から控除されます。

【注】免税点の判定は、課税標準の特例規定を適用する前の事業所床面積を基準として行います。

【例】事業所床面積 1,500 m² 非課税床面積 300 m² 特例床面積 400 m² の場合

$$\text{免税点判定} = 1,500 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2 = 1,200 \text{ m}^2 \text{ (課税)}$$

$$\text{課税標準} = 1,500 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2 - 400 \text{ m}^2 = 800 \text{ m}^2$$

- ◆ 課税標準の特例の判定日

特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間末日の現況により行います。

【法 701 の 41③】

課税標準の算定期間の中途中に廃止した事業所は、当該廃止の直前の現況で判定します。

【依達(市)9章3(7)イ】

- ◆ 特例対象施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内に特例施設と課税施設があり、これらの施設が廊下、階段等を共用している場合、その共用部分は特例対象施設に含めません。

§ 課税標準の特例規定の適用

- ◆ 特例規定を受ける事業と、受けない事業とを併せて行っている場合の従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

- ◆ 2以上の課税標準の特例規定に重複して該当する場合

別表2に掲げた課税標準の特例規定のうち、2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

【令 56 の 71】

適用順位	適用条項
1	地方税法第701条の41第1項
2	地方税法第701条の41第2項

【注】 i 適用順位に従い、一の規定適用後の課税標準を基礎として、順次つぎの規定が適用されます。

ii 地方税法第701条の41第1項各号の重複適用は行いません。

第3章 事業所税の申告と納付

I 申告義務者

市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次に該当する場合は事業所税の申告が必要です。

【法701の46】【法701の47】

- i 課税標準の算定期間の末日において、市内に所在する各事業所等の合計床面積が $1,000\text{m}^2$ を超える場合又は合計従業者数が100人を超える場合。
- ii 免税点以下により納付すべき税額がない場合で、市長が必要と認めた場合。

II 申告納付期限

法人 …… 事業年度終了の日から2月以内

個人 …… 翌年の3月15日まで

【法701の46】【法701の47】

III 税額の計算

§ 資産割額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間末日} \\ - \text{現在の事業所} \\ \text{床面積} \end{array} - \left\{ \begin{array}{l} \text{非課税} \\ \text{事業所} \\ - \text{床面積} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{課税標準の特例} \\ \text{の適用による控除} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right\} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12} \times 600\text{円} \right.$$

§ 従業者割額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{課税標準の} \\ \text{算定期間中に} \\ \text{支払われた} \\ \text{従業者給与総額} \end{array} - \left\{ \begin{array}{l} \text{非課税} \\ \text{従業者} \\ - \text{給与総額} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{課税標準の特例} \\ \text{の適用による} \\ \text{控除従業者} \\ \text{給与総額} \end{array} \right\} \times \frac{0.25}{100} \right.$$

§ 事業所税額

$$\text{資産割額} + \text{従業者割額} = \text{事業所税額}$$

資産割と従業者割のいずれかが免税点を超えている場合には、その超えているいずれかが課税され、両方とも免税点を超えている場合には両方が課税されます。

IV 更正・決定・修正

§ 更正・決定・期限後の申告

- ◆ 申告書又は修正申告書の提出後に、市長が調査した結果とその内容が異なるときは、課税標準又は税額を更正することがあります。

【法 701 の 58①】

- ◆ 申告期限までに申告がない場合には、市長が調査した結果によって、申告すべき課税標準又は税額を決定することがあります。

【法 701 の 58②】

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付をすることが出来ます。

【法 701 の 49①】

§ 修正申告・更正の請求

- ◆ 修正申告

すでに確定した課税標準又は税額が過少であったため、不足額を生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付して下さい。

- ◆ 更正の請求

申告書に記載した課税標準又は税額の計算が法令の規定に従っていなかった場合又は、その計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から5年以内に限り更正の請求ができます。

【法 20 の 9 の 3】

V 延滞金・加算金

§ 延滞金

申告納付期限後に事業所税を納付する場合には、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6%（一定の期間は年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

【法 701 の 60】

= 参考 =

i　納期限後1月を経過するまでの期間	年7.3%
ii　期限後申告又は修正申告後1月を経過するまでの期間	
iii　更正又は決定の場合は、更正（決定）の通知を行った日から1月を経過するまでの期間	
iv　上記i、ii、iiiの後の期間	年14.6%

§ 加算金

過少な申告をしたり、申告書の提出がなかったときなどは、延滞金のほかに次のような加算金がかかります。

◆ 過少申告加算金

期限内に申告書が提出された後、申告税額が過少であるため更正があったとき又は修正申告書の提出があったときは、更正による不足税額又は修正申告により増加した税額（以下「対象不足税額等」といいます。）の10%相当額の過少申告加算金が課されます。

ただし、対象不足税額等（更正又は修正申告書の提出前にすでに更正又は修正申告書の提出があった場合は、前の更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額を加算した金額。）が期限内に申告された税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（対象不足税額等がその超える部分に相当する金額に満たないときは、その対象不足税額等。）の5%相当額を加算します。

【法 701 の 61①】

◆ 不申告加算金

次の場合、納付すべき税額の15%相当額の不申告加算金が課されます。

【法 701 の 61②】

- i 期限後に申告書を提出した場合
- ii 市長が税額等を決定した場合
- iii 期限後に申告書を提出した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき
- iv 市長が税額等を決定した場合で、その後修正申告書の提出があり、又は市長が更正したとき

ただし、期限後に申告書の提出があった場合又は修正申告書の提出があった場合は、それらの申告が市長による決定又は更正を予知してなされたものを除き、5%相当額になります。

【法 701 の 61⑥】

◆ 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい又は仮装したことによる場合には、重加算金（過少申告加算金に代えて対象不足税額の35%相当額、不申告加算金に代えて納付すべき税額の40%相当額）が課されます。

【法 701 の 62】

VII その他の申告

§ 事業所等の新設又は廃止の申告

市内において事業所等を新設又は廃止した場合は、当該新設の日から2ヶ月以内、廃止の日から1ヶ月以内に「事業所等新設（廃止）申告書」により申告して下さい。

【法 701 の 52①】【条 148①】

§ 事業所用家屋の貸付けに関する申告

事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている場合は、貸付状況の申告が必要です。

貸付けを行った日又はその貸付けに異動が生じた日から1ヶ月以内に、「事業所用家屋貸付（異動）申告書」により申告して下さい。

【法 701 の 52②】【条 148②】

第4章 みなし共同事業

I 概要

事業を行う法人又は個人に、次項に掲げる特殊関係者が存在している場合、当該事業を行う者は特殊関係者を有する者となり、特殊関係者を有する者と当該特殊関係者が同一家屋内で事業を行っている場合、特殊関係者の事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負います。

【法 701 の 32②】【令 56 の 21】【法 10 の 2①】

II 免税点及び課税標準

§ 免税点の判定

特殊関係者を有する者の免税点は、特殊関係者を有する者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と、特殊関係者の事業所床面積又は従業者数との合計で判定します。

【令 56 の 75②】

§ 課税標準の算定

課税標準は、単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。（共同申告の必要はありません。）

【令 56 の 51②】

Ⅲ 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、特殊関係者を有する者であるか否かの判定をすべき者（以下あなた又は貴社）と、特殊関係にある個人又は同族会社等で次の者です。

(i) あなたの配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、直系血族及び兄弟姉妹。

【令 56 の 21①-1】【令 5① - 1】

(ii) あなたの6親等内の血族及び3親等内の姻族（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹以外の者）で、次に掲げる者。

【令 56 の 21①-2】【令 5① - 1】

ア) あなたと生計を一にする者

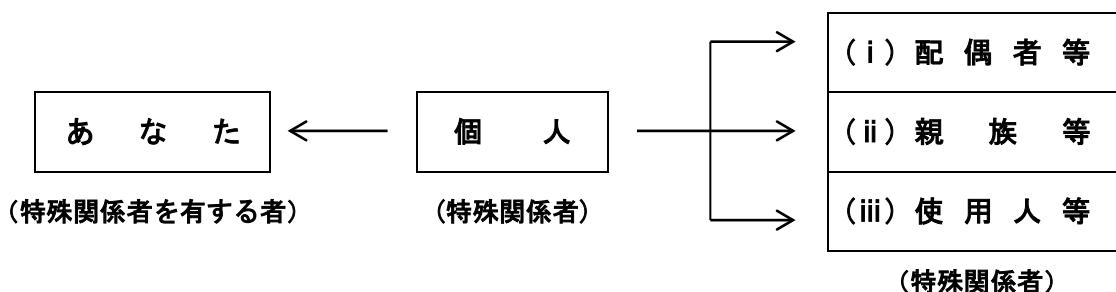
イ) あなたから受ける金銭その他の財産により、生計を維持している者

(iii) あなたの使用人その他の個人（上記(i)及び(ii)に該当する者以外の者）で、あなたから受ける特別の金銭等により生計を維持している者。

【令 56 の 21①-3】【令 5① - 2】

(iv) あなたに特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人（上記(i)及び(ii)に該当する者以外の者）及び、その者と、上記(i)、(ii)及び(iii)のいずれかに該当する関係のある個人。

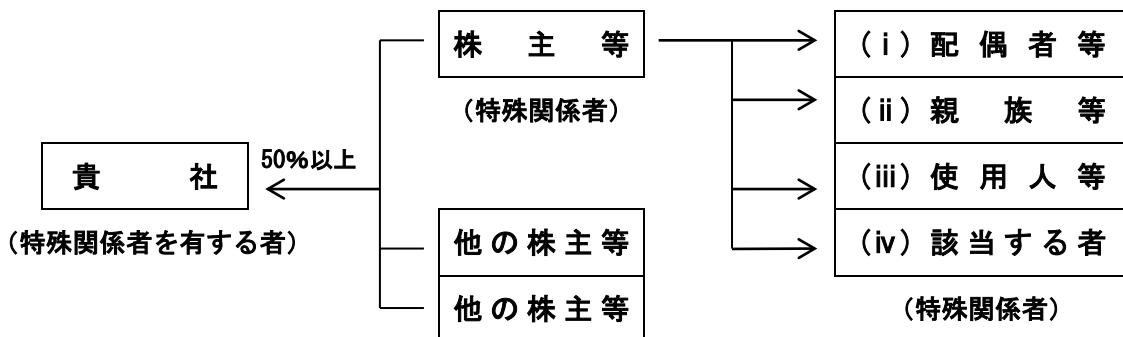
【令 56 の 21①】【令 5① - 3】



(v) 貴社が同族会社である場合に、次に掲げる者。

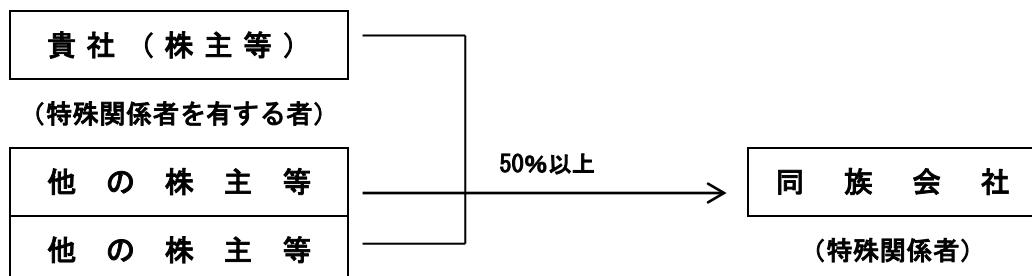
【令 56 の 21①-5】【令 5① - 4】

- ア) 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人
- イ) 上記 ア)に該当する者と、前項(i)から(iv)のいずれかに該当する関係がある個人



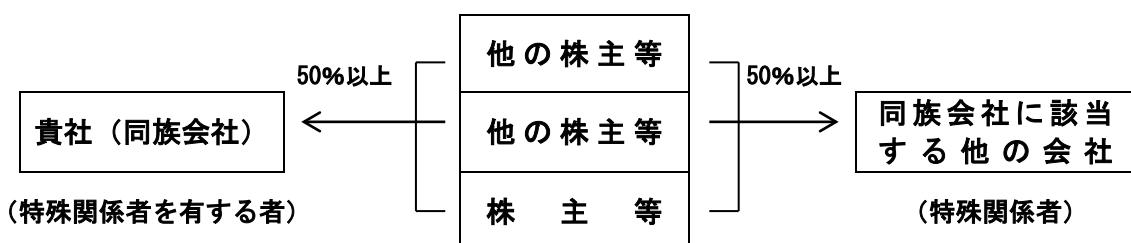
(vi) 貴社を判定の基礎として、同族会社に該当する会社。

【令 56 の 21①-6】【令 5① - 5】



(vii) 貴社が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(i)から(iv)までに該当する関係がある個人及び、これらの者を基礎として同族会社に該当する他の会社も含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社。

【令 56 の 21①-7】【令 5① - 6】



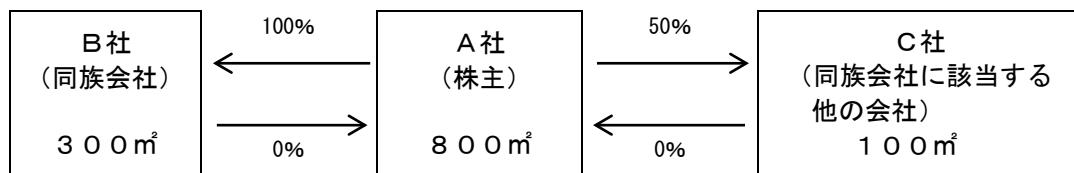
= 同族会社 =

その会社の株式の総数又は出資額の 50%以上に相当する株式又は出資の金額が、株主等の3人以下及びその者と特殊な関係にある個人、法人によって保有されている会社をいいます。

従ってその判定は、株主等の3人以下及びその者と特殊な関係にある個人、法人を含めて、その保有する株式の総数又は出資の金額により行うことになります。

= 特殊関係者の判定事例 =

B社とC社は、A社の子会社である場合



- i A社を判定対象者としたとき、B社及びC社は特殊関係者である。
- ii B社又はC社を判定対象者としたとき、A社は特殊関係者とはならない。
- iii B社とC社はお互いに特殊関係者を有する者であり、特殊関係者である。

$$A社 = 800m^2 + 300m^2 + 100m^2 = 1,200m^2$$

(免税点を超えるため課税対象)

課税標準は 800 m²

$$B社又はC社 = 300m^2 + 100m^2 = 400m^2$$

(免税点以下)

第5章 事業所税の減免

松戸市では、地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、松戸市市税条例によって減免措置を講じています。

【法 701 の 57】【条 150①】

I 減免の範囲

天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認められる者及び、その他特別な事情があると認められる者については、事業所税が減免されます。

II 減免の適用

§ 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間末日の現況により行います。

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免判定については、非課税及び課税標準の特例と同様の方法で行います。

§ 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を、減免を受けようとする事由を証する書類、資料等を添付して提出する必要があります。

【条 150②】

非課税 【法701条の34】

(○印 非課税該当)

項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
1	国、非課税独立行政法人及び 公共法人等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法人税法別表第1に掲げる法人 (地方公共団体等)
2	公益法人又は人格のない社団 等(収益事業に係るものを除 <)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法人税法別表第2に掲げる法人 (学校法人、宗教法人等)
3	3 博物館、教育文化施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園
	4 公衆浴場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場 (道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場に 限る)
	5 と畜場施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場
	6 死亡獣畜取扱場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	化製場等に関する法律第1条第3項に規定す る死亡獣畜取扱場
	7 水道施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	水道法第3条第8項に規定する水道施設
	8 廃棄物処理事業用施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第 1項若しくは第6項の規定による許可若しくは 同法第9条の8第1項の規定による認定を受け て、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同 条第6項ただし書の規定により市町村の委託 を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分 の事業の用に供する施設
	9 病院、診療所等の医療施設等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人 保健施設で医療法人が開設するもの、看護師、 准看護師、歯科衛生士等、一定の医療関係者の 養成所

項 目	号	区分	資 産 割	従 業 者 割	施設名等
3	10	社会福祉施設等	○	○	<p>生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの。</p> <p>10-2 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設</p> <p>10-3 児童福祉法第7条1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの</p> <p>10-4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園</p> <p>10-5 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの</p> <p>10-6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>10-7 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>10-8 介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設</p> <p>10-9 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設</p>
	11	農林漁業生産施設	○	○	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設（農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設）
	12	農業協同組合等の共同利用施設	○	○	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用施設で直接生産の用に供する施設（国の補助又は農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸し付けを受けて取得した施設）

項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	施 設 名 等
3	14 卸売市場及びその機能を補完する施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設
	16 電気事業用施設			電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項11号の2に規定する配電事業、同項14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	17 ガス事業用施設			ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業(当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。)の用に供する施設で政令で定めるもの
	18 独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する施設			独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号口の資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する一定の施設
	19 総合特別区域法に規定する施設			<p>イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する一定の施設</p> <p>ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号ロに規定する事業を行う者が市町村から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する一定の施設</p>

項	号	区分	資産割	従業者割	施設名等
3	20	鉄道事業用施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設
	21	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業用施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者若しくは航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設
	22	バス、トラックターミナル施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設
	23	国際路線航空事業用施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設
	24	電気通信事業用施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	電気通信事業法に規定する第1種指定電気通信設備を設置する一定の者が当該電気通信事業の用に供する施設（事務所、研究施設、研修施設を除く）
	25	一般信書便事業用施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの
	25の2	郵便事業用施設等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	日本郵便事業株式会社が日本郵便事業株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに付帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの
	26	勤労者の福利厚生施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設（食堂、娯楽教養室、喫茶室、理髪室、美容室、体育館等）
	27	路外駐車場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で都市計画で定められた都市計画駐車場等

項	号	区分	資産割	従業者割	施設名等
3	28	駐輪場	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの
	29	高速道路事業用施設			東日本、首都、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡の各高速道路株式会社が高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあっては同項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する事業)の用に供する施設で事務所以外の施設
4		消防用設備、防災施設等	<input type="radio"/>	-	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災施設等(P.42参照)
5		港湾運送事業用施設	-	<input type="radio"/>	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で同法第2条第1項に規定する港湾運送の業務に従事する者

消防用設備等及び防災施設等の非課税の範囲 【 法 701 条の 34 第 4 項 】

消防法第 17 条第 1 項の防火対象物のうち、百貨店、興行場等の多数の者が出入りする施設で「表 1」に掲げるものに設置されている消防用設備等、及び同条第 3 項に規定する特殊消防用設備等並びに建築基準法等に定める防災施設等

「表 2」に係る床面積については、その全部又は一部を非課税としています。

ただし、その適用要件は次のとおりです。

- i 消防用設備等及び防災施設等については、それぞれ消防法及び建築基準法等に適合するものであること。
- ii 消防用設備等及び防災施設等であっても、当該施設又は設備が壁、天井などに設置されていて占用床面積のないものについては、適用されません。

« 表 1 » 特定防火対象物 【 消防法施行令別表第 1 】

消防法 施行 令 別表 第 1 の 項	建 物 の 用 途
1	<input checked="" type="checkbox"/> 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 <input type="checkbox"/> 公会堂又は集会場
2	<input checked="" type="checkbox"/> キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 遊技場又はダンスホール <input checked="" type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの <input checked="" type="checkbox"/> カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	<input checked="" type="checkbox"/> 待合、料理店その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	<input checked="" type="checkbox"/> 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの

消防法施行令別表第1の項	建　物　の　用　途
6	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項若しくは第17項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p> <p>ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第8項若しくは第12項から第15項までに規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る）

« 表2 » 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

区分		非課税対象施設	非課税割合	
			全部	1/2
消防用設備	1	消火設備 消火器及び簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩）、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備並びに動力消防ポンプ設備	○	
	2	警報設備 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）及び非常警報設備（非常ベル、自動サイレン又は放送設備）	○	
	3	非常電源 消防用設備等に附置される非常電源又は予備電源の電源室（発電室、蓄電室又は変電室）	○	
	4	避難設備 避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋等）並びに誘導灯及び誘導標識	○	
	5	消防用水 防火水槽等	○	
	6	消防活動上必要な施設 排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	○	
	7	総合操作盤 総合操作盤、その他消防用設備等の操作機器の設置部分	○	
防災施設	8	階段 特別避難階段の階段室及び附室、避難階段の階段室	○	
	9			○
	10			○
	11	廊下 廊下の部分		○
	12	非常用進入口等 非常用進入口（バルコニーを含む）	○	
	13			○
	14		○	
	15	中央管理室 排煙設備の制御及び作動の監視設備、非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置（前記7 総合操作盤等の設置部分を除く）		○

区分			非課税対象施設	非課税割合	
				全部	1/2
防 災 施 設	16	昇降機	非常用エレベーターの昇降路（機械室含む）及び乗降ロビー	○	
	17		前記 16 以外の昇降機の昇降路の部分（防火区画されているものに限る）		○
	18	吹抜部分等	吹抜部分等（防火区画されているものに限る）		○
	19	避難通路	指定都市等の条例に基づき設置される避難通路でスプリンクラーの有効範囲内の避難通路（主要避難通路及び補助避難通路）	○	
	20		前記 19 以外の避難通路		○
	21	喫煙所	指定都市等の条例に基づき設置される喫煙所		○
	22	その他	行政命令に基づき設置する施設又は設備（避難階段に設ける附室、避難のための屋内バルコニー、防災センター及び防災サブセンター等）		○

※注：非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。

◆ 松戸市火災予防条例（抜粋）

（キャバレー等の避難通路）

第 40 条 キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150 平方メートル以上の階の客席には、有効幅員 1.6 メートル（飲食店にあっては、1.2 メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで、その一つに達するように保有しなければならない。

（百貨店等の避難通路等）

第 41 条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 150 平方メートル以上の階の売場又は展示場には屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅 1.2 メートル（売場又は展示場の床面積が 300 平方メートル以上のものにあっては、1.6 メートル）以上の主要避難通路を 1 以上保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 600 平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2 メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

課税標準の特例 【 法701条の41 】

項 号	区分	控除割合		施設名等
		資 産 割	従 業 者 割	
1	協同組合等	1/2	1/2	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設（農業協同組合、漁業協同組合等）
	各種学校、専修学校	1/2	1/2	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く）において直接教育の用に供する施設
	公害の防止又は資源の有効な利用のための施設 (次号に掲げるものを除く)	3/4	—	<p>1. 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む）を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>2. 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの</p> <p>3. 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</p> <p>4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で、一定のもの</p>

項 目	号	区分	控除割合		施設名等
			資 産 割	従 業 者 割	
1	3	公害の防止又は資源の有効な利用のための施設 (次号に掲げるものを除く)	3/4	—	5. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設で一定のもの。 6. ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類(同条第1項に規定するダイオキシン類をいう)の処理施設で一定のもの
	4	産業廃棄物の処理施設等	3/4	1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で一定のもの
	5	家畜市場	3/4	—	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場
	6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的とする施設	3/4	—	国若しくは地方公共団体の補助又は日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
	7	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造用施設	3/4	—	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類(酒税法第2条第1項に規定する酒類)の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設
	8	木材市場・木材保管施設	3/4	—	木材取引のために開設される市場又は、製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設

項 目	号	区分	控除割合		施設名等
			資 産 割	従 業 者 割	
1	9	旅館・ホテル用施設 (次号に掲げるものを除く)	1/2	—	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設
	10	港湾法に規定する港湾施設のうち一定の施設	1/2	1/2	港湾法第2条第5項第5号に掲げる施設のうち港務通信施設及び第7号に掲げる施設(宿泊所にあっては客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る)、広間その他宿泊に係る施設)で一定のもの並びに第8号の2に掲げる施設
	11	港湾施設の上屋・倉庫	3/4	1/2	港湾法第2条第5項第6号又は第8号に掲げる施設で上屋及び倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫
	12	外国貿易用コンテナー施設 (前号に掲げるものを除く)	1/2	—	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設
	13	一般港湾運送事業・港湾荷役事業用上屋 (第11号に掲げるものを除く)	1/2	—	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋
	14	倉庫業者の倉庫 (第11号及び第18号に掲げるものを除く)	3/4	—	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫
	15	タクシー事業用施設	1/2	1/2	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業の用に供する施設で、タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
	16	公共飛行場設置施設	1/2	1/2	格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、待合室、ロビー等
	17	流通業務地区内の施設 (次号に掲げるものを除く)	1/2	1/2	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される貨物の積卸しのための施設、倉庫、卸売業の用に供する店舗等

項	号	区分	控除割合		施設名等
			資産割	従業者割	
1	18	流通業務地区内の倉庫	3/4	1/2	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの
	19	特定信書便事業用施設	1/2	1/2	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの
2		心身障害者等を多数雇用する一定の事業所	1/2	—	心身障害者等を多数雇用するものとして政令で定める事業所等(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る)

課税標準の特例 【 法附則33条 】

項 号	区 分	控除割合		施設名等
		資 産 割	従 業 者 割	
1	沖縄振興特定民間観光関連施設	1/2	—	沖縄振興特別措置法第7条第1項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第6条第2項第2号に規定する観光地形成促進地域において設置される同法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設
2	沖縄振興情報通信産業・情報通信技術用施設	1/2	—	沖縄振興特別措置法第29条第1項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第28条第2項第2号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設
3	沖縄振興産業高度化・事業革新促進施設	1/2	—	沖縄振興特別措置法第35条の2第1項に規定する提出産業イノベーション促進計画において定められた同法第35条第2項第2号に規定する産業イノベーション促進地域において設置される同法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設
4	沖縄国際物流拠点産業集積事業施設	1/2	—	沖縄県振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域において一定の物流等の事業の用に供する施設
5	特定農産加工事業用施設	1/4	—	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従つて実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの
6	特定事業所内保育施設	3/4	3/4	補助開始対象期間に子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の届出が出されたものに限る。）のうち当該補助に係るもの

減免要領 【市税条例第150条第1項】

減免の範囲及び割合

(1) 学術文化の振興等に特に寄与すると認められる施設

減免の対象となる施設	減免の割合
ア 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	資産割及び従業者割の2分の1
イ 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で、次に掲げるもの ・ その振興につき国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行なわれていることにより公益性を有すると認められるもの ・ 前以外の主として定員制をとっている劇場等で、舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客室部分の延べ面積に比して広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	資産割の2分の1 当該舞台等に係る資産割の2分の1
ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1
エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者で同法第3条第1号に掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	資産割の当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数に2を乗じて得た数に対する当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数の割合（以下「バス事業に係る減免割合」という。）及び従業者割のバス事業に係る減免割合

(2) 中小企業対策等の産業振興政策上特に配慮の必要があると認められる施設

減免の対象となる施設	減免の割合
ア 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
イ 法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	資産割及び従業者割の全部
ウ 旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全部
エ 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の全部
オ 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	資産割及び従業者割の全部
カ 果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3千平方メートル以下の場合に限る。）	資産割の2分の1
キ 法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全部

(3) その事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とする施設

減免の対象となる施設	減免の割合
ア ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割の全部
イ 列車内において食堂及び売店の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割の2分の1
ウ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の委託を受けて、その車両等の清掃及び整備等の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割の全部
エ 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
オ 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
カ ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあっては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	資産割の2分の1
キ 野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3
ク 薦製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（薦製品と併せて製造するポリプロピレン製花蓮に係るものも含む。）	資産割の2分の1
ケ 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む。）及び製品倉庫	資産割の2分の1

(4) その他前3号に掲げる施設等との均衡上市長が特に減免を必要と認める施設

資料 4

電子申告«eLTAX（エルタックス）»について

松戸市では、平成 20 年 12 月 15 日から地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用した、インターネットによる市税の電子申告の受付ができるようになりました。

事業所税については、次の申告等で“eLTAX”がご利用いただけます。

※資産割、従業者割の申告

※免税点以下の申告

※事業所等新設・廃止申告

※事業所用家屋貸付等申告

eLTAXのご利用時間は、土日祝日・年末年始を除く 8 時 30 分から 24 時までです。

= 参考 = eLTAX（エルタックス）とは・・・

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告等の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。eLTAX は、地方公共団体で組織する地方税共同機構が運営しています。

eLTAX の詳しい内容や手続きについては・・・

地方税共同機構ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(マニュアルや詳細な手続き方法が掲載されています)

エルタックスヘルプデスク

TEL 0570-081459 (全国一律市内通話料金)

※IP 電話や PHS などをご利用の場合は、03-5521-0019 (通常通話料金)

ご利用時間は、9 時から 17 時までです。(土日祝日・年末年始除く)

資料 5

税率の推移

区分	事業に係る事業所税		新增設に係る事業所税
	資産割	従業者割	
昭和 50 年度から 昭和 54 年度まで	1 m ² につき 300 円	給与総額の 100 分の 0.25	1 m ² につき 5,000 円
昭和 55 年度から 昭和 60 年度まで	1 m ² につき 500 円	同 上	1 m ² につき 6,000 円
昭和 61 年度から 平成 14 年度まで	1 m ² につき 600 円	同 上	同 上
平成 15 年度から	同 上	同 上	廃止

事業所税のあらまし

(令和6年3月作成)

松戸市 財務部 税制課

〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5

電話 047-366-7321 (直通)

FAX 047-360-1300

E-mail mczeisei@city.matsudo.chiba.jp